

美馬市スマホ教室開催委託業務に係る公募型プロポーザル実施要領

1 目的

この要領は、美馬市スマホ教室開催委託業務（以下「業務」という。）の受託者を公募型プロポーザル方式（以下「本プロポーザル」という。）により選考するため必要な事項を定めることを目的とする。

2 業務概要

- (1) 事業名 令和6年度デジタルデバイド解消対策事業
- (2) 業務名 美馬市スマホ教室開催委託業務
- (3) 業務内容 別紙「美馬市スマホ教室開催委託業務仕様書」のとおり
- (4) 履行期間 契約締結日から令和7年3月21日まで
- (5) 委託上限額 4,573,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

3 選定方法

公募型プロポーザル方式

4 参加資格要件

- (1) 対象事業について、令和6年度美馬市入札参加有資格業者名簿に登載されている者。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項（同令第167条の11第1項において準用する場合を含む。）の規定に該当しないこと。
- (3) 美馬市建設業者等入札参加資格停止措置要綱（平成17年美馬市告示第62号）の規定に基づく入札参加資格停止を受けていないこと。
- (4) 提出された書類の記載事項が虚偽でないこと。
- (5) 本プロポーザルへの参加者が、契約締結までの間に前各号の参加資格を有しなくなった場合は、その時点で失格とする。
- (6) 受託前後を問わず、美馬市との連絡調整が緊密にできること。
- (7) 過去5年度以内（平成31年4月から令和6年3月まで）に、国又は地方公共団体から本委託業務と同等又は類似した業務を受託した実績があること。

5 提出書類及び提出期限

(1) 公募型プロポーザル参加表明書

- ①提出期限 令和6年4月22日 午後5時【必着】
- ②提出方法 持参又は郵送（郵送の場合は簡易書留郵便に限る。）
- ③提出先 〒777-8577 徳島県美馬市穴吹町穴吹字九反地5番地
美馬市役所企画総務部デジタルトランスフォーメーション推進課

④提出物

- ア) 公募型プロポーザル参加表明書（要綱様式第1号）・・・1部
- イ) 企業・団体等の概要が分かるパンフレット等・・・1部
- ウ) 定款、規約、会則、役員名簿等・・・1部
- エ) 類似業務実績調書（様式第2号）・・・1部

注）本業務に関連する業務において、アピールできる代表実績（事業名、実施日時、

実施内容等)を記入すること。

(2) 提案書等

- ①提出期限 令和6年5月15日 午後5時【必着】
- ②提出方法 持参又は郵送（郵送の場合は簡易書留郵便に限る。）
- ③提出先 5（1）③の提出先と同じ
- ④提出物

ア) 提案書（A4版・任意様式）

正本	・・・1部
副本	・・・6部

※1 業務の具体的内容や実施方法を順序立てて説明する構成とし、実施体制及び業務スケジュールを記載すること。

※2 正本についてはクリップ止めとし、副本については「商号又は名称」等事務所の特定できるものは未記載または墨消し処理を行うこと。

イ) 見積書（指定様式・消費税込みの額）及び積算明細書（A4版・任意様式）…各1部

6 質問の受付及び回答

実施要領、仕様書等に関して質問がある場合には、以下の要領で質問書を提出すること。

- ① 提出期限 令和6年4月17日 午後5時【必着】
- ② 提出方法

質問書(別記様式1)を電子メール又はファクシミリにより次の宛先まで送信した後、送信した旨の電話連絡をデジタルトランスフォーメーション課(担当:新田)まで行うこと。

宛先: ・E-mail: nitta717@mima.i-tokushima.jp
・ファクシミリ: 0883-52-1717
・電話: 0883-53-9919

- ③回答方法

質問への回答は、令和6年4月18日までに美馬市ホームページ・入札情報に掲載することとする。

7 選定方法等

美馬市スマホ教室開催委託業務プロポーザル方式評価委員会(以下「評価委員会」という。)が提案内容について審査を行い、評価基準に基づく評価及び業務の最優秀提案者の選定を行う。ただし、見積金額が委託上限額を超えている場合には、その提案書は審査から除外する。

(1) 評価基準

評価項目	評価の視点	配点
業務への考え方及び理解度	業務の目的、条件及び内容を的確に反映した提案内容となっているか。	32
	高齢者のデジタルデバインドに対する課題等必要な知識を有しているか。	
業務実施体制	運営責任者、管理者、スタッフ等必要な人員を十分に確保できる体制にあるか。	48
	管理者等からスタッフへの指導やフォローアップ体制は十分か。	
	本市と十分に連絡調整や報告を行うことができる体制にあるか。	
業務実績	委託業務と同等又は類似業務の実績を有しており、その実施内容が本業務に有効であるか。	16
業務実施内容	本市の説明資料に従い、高齢者が理解しやすいように説明することが可能であるか。	64
	あらゆるスマートフォン機種や市公式LINEアカウント及び本市専用アプリ等に関する相談業務が可能な知識を有し、適切な助言や支援を行うことができるか。	
	参加者や本市の意見を積極的に取り入れ、本事業の有効性をより高める姿勢があるか。	
	提案者のノウハウや知識・経験を活かした創意工夫がなされているか。	
コスト	満点(20点)×(見積金額のうち最低金額/自社の見積金額) ※小数点以下切捨て	20
評価点合計		180

(2) 審査

提案内容については、書面により審査を行う。(プレゼンテーションは実施しない。)

(3) 審査及び結果の通知

審査対象者に対する審査については、評価委員会において、評価点を基準として、提案書、見積書等を総合評価し、全体を通して事業を最も適切に遂行できると判断される事業者1者を最優秀提案者として選定する。審査結果は、各提案者に書面で通知する。

なお、最優秀提案者とならなかった者は、その理由について次のとおり書面(任意様式)により市に対し説明を求めることができる。

- ① 提出期限 結果通知日の翌日から起算して7日(美馬市の休日を定める条例第1条に規定する市の休日を含まない。)以内
- ② 受付時間 土曜日、日曜日及び祝日を除く午前8時30分から午後5時まで

③ 提出場所 美馬市役所企画総務部デジタルトランスフォーメーション推進課

④ 提出方法 持参又は郵送（郵送の場合は簡易書留郵便に限る。）

最優秀提案者とならなかった者から説明を求められたときは、速やかに理由説明書を通知する。

(4) 欠格事由

以下に該当する場合は失格とし、審査の対象から除外する。

- ・提出期限を過ぎて提案書等が提出された場合
- ・提出書類等に虚偽の記載があった場合
- ・提案書の内容が仕様を満たしていない場合
- ・会社更生法等の適用を申請する等、契約を履行することが困難と認められる状態に至った場合
- ・審査の公平性を害する行為があった場合
- ・この要領7のただし書きに該当する場合
- ・その他、企画提案に当たり著しく信義に反する行為等があった場合

8 スケジュール

実施内容	期間又は期限
質問書提出期限	令和6年4月17日 午後5時まで
回答書の閲覧開始	令和6年4月18日
公募型プロポーザル参加表明書提出期限	令和6年4月22日 午後5時まで
提案書等提出期限	令和5年5月15日 午後5時まで
評価委員会の開催	令和6年5月21日
提案者への結果通知	令和6年5月22日

9 その他

- (1) 提案書等の作成及び提出に要する経費は提案者の負担とし、提出された提案書等は返却しない。
- (2) 提案報酬は支払わない。
- (3) 提出された書類は、選考を行う作業に必要な範囲において複製を作成することがある。

- (4) 本プロポーザル実施に関する情報（参加者から提出された資料を含む。）及び本事業の受託者から提出された資料については、美馬市情報公開条例(平成17年条例第230号)に基づき開示することがある。
- (5) 提案に当たって、業務に関して知り得た情報を目的以外に使用し、又は第三者へ提供してはならない。
- (6) 本プロポーザル方式において、提案者が1者のみである場合でも、評価委員会において審査・評価を実施する。ただし、評価総合点108点未満の場合は、7（3）による選定はしないものとする。
- (7) 審査結果に関する異議は、一切受け付けない。
- (8) 本プロポーザルに関し、本要領で定めるもののほか、必要な事項は、美馬市契約事務規則及び美馬市競争契約入札心得に基づいて行う。